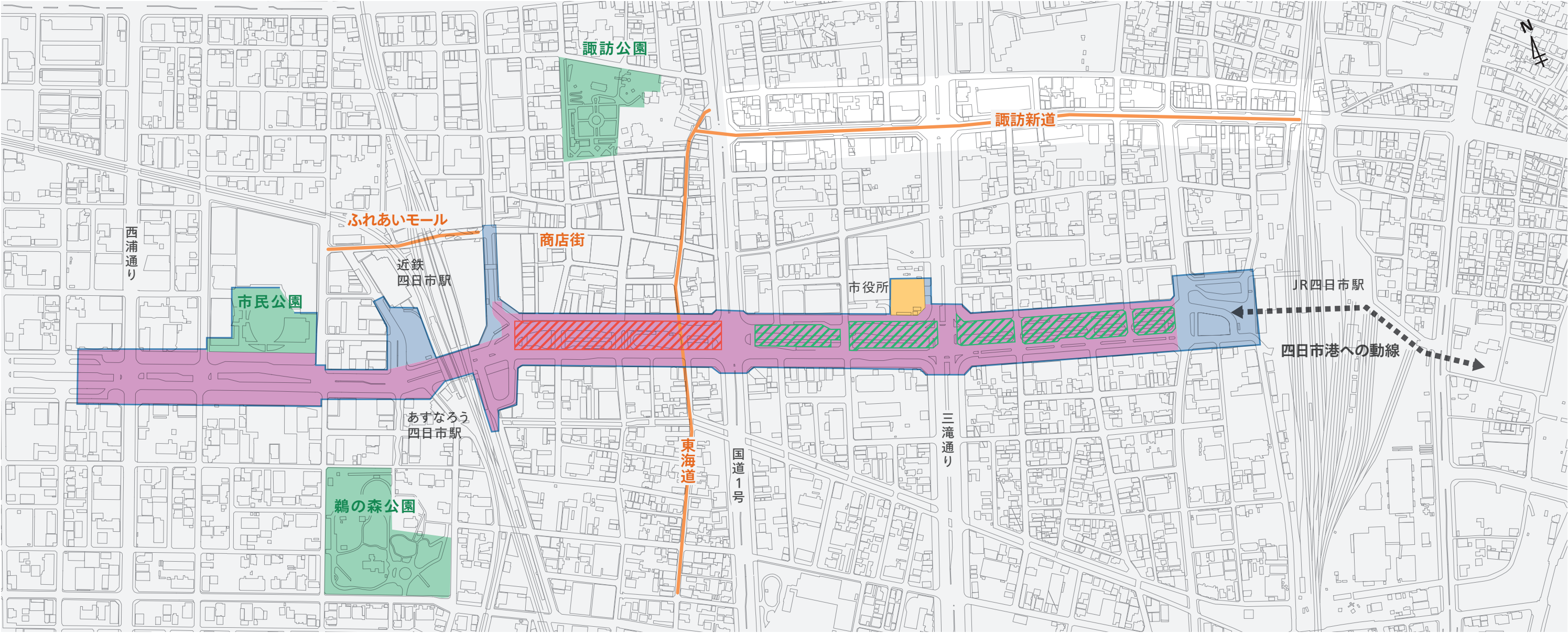


4-1 利活用スキーム

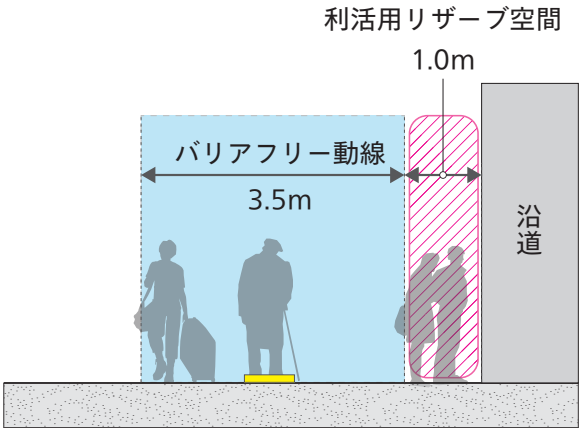
前提条件

対象範囲には、道路・公園・道路と公園の兼用工作物が含まれるが、これらの特性に合わせ、右記の利活用制度を活用し、官民連携で賑わいづくりを行っていく

- 基本計画の対象範囲
- 道路 …………… 四日市市管理・歩行者利便増進道路（ほこみち）の活用を想定
- 道路・都市公園兼用工作物（中央通り公園） …… 四日市市管理、Park-PFI制度の活用、将来的に公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野
- 道路、バスタ事業エリア（国直轄事業） …………… 国交省管理、コンセッション制度による運営
- 公有地（市役所所有） …………… 四日市市管理
- 都市公園 …………… 四日市市管理、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野



NYPが利活用マネージメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示す

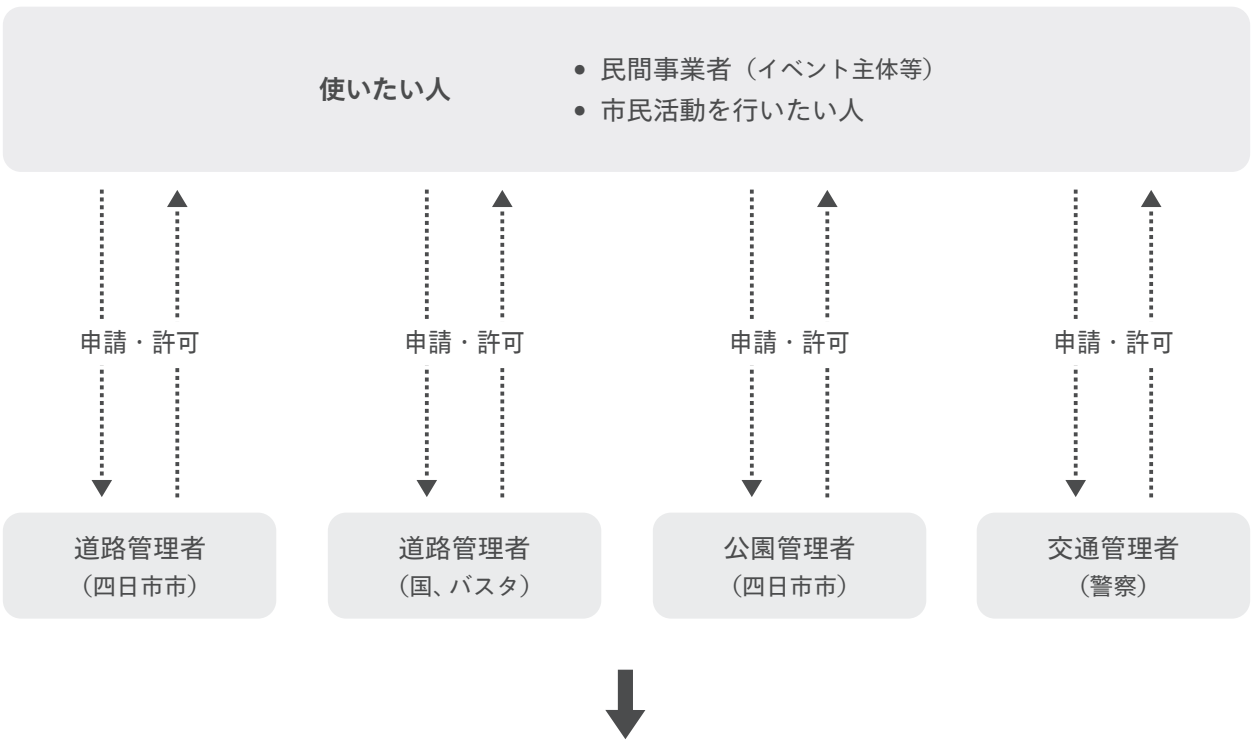
		方針	利活用主体（想定）
道路	四日市市管理・ <u>歩行者利便増進道路（ほこみち）</u> の活用を想定	- 利活用リザーブ空間を軸に<u>沿道敷地所有者による地先活用</u>を促すことで、多様な主体がまちに関わることを目指す - 植栽維持管理については、“<u>ニワ</u>”を<u>市民活動の場</u>としていくことを目指す	沿道地権者、テナント、まちづくり組織等
			
「利活用リザーブ空間」の設定		「利活用リザーブ空間」の使い方イメージ © 四日市市・日建設計	
道路・都市公園（中央通り公園）	四日市市管理、 <u>Park-PFI制度の活用</u> 、将来的には <u>公園施設設置管理協定、指定管理者制度等</u> の活用も視野	「<u>ニワミチよっかいち</u>」中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方をを目指す <u>公共空間</u>については、NYPによる<u>賑わい創出</u>を目指す	- 民間事業者（公募により選定予定） - 指定管理者（窓口）
道路、バスタ事業エリア（国直轄事業）	国交省管理、 <u>コンセッション制度による運営</u>	「 <u>ニワミチよっかいち</u> 」中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方をを目指す	民間事業者（バスタ運営事業者）
公有地（市役所所有）	四日市市管理	周辺イベントと連携した活用を行う	まちづくり組織、イベント主催者等
都市公園	四日市市管理・将来的には <u>公園施設設置管理協定、指定管理者制度等</u> の活用も視野	- 市民公園については、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する - 諏訪公園については、エリアマネジメントの動きと連携しつつ、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する - 鵜の森公園については、イベント開催による賑わいづくりではなく、日常の居心地の良さを重視した活用を行っていく	まちづくり組織、イベント主催者等

4-2 手続きフロー

- 対象エリアでは、空間利用に際しての**手続きが多岐に渡ることが使いたい人にとって少なからずハードルになっている**
- 利活用を促進するため、NYPが一括して相談窓口の機能を担うことで、手続きの円滑化を図る

従来の手続き

- 場所によって、必要な手続きの申請種別・申請先が異なる
- エリアをまたいでの活用の手続きが極めて煩雑となる



ニワミチにおける 手続き（将来像）

- まちづくり組織NYPが一括した相談窓口となり、使いたい人の手続きを円滑化
- NYPが中央通り全体のコーディネーターとしての役割を担う

